

6 福薬業発第 283 号
令和 6 年 9 月 26 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおりご連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療保険者をはじめとした関係者に対しても、令和 6 年 10 月 1 日以降の円滑な施行に向けて、別添のチラシ等を活用いただくよう周知依頼が行われました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 232 号
令 和 6 年 9 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます
標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたので
お知らせいたします。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等につきましては
は、令和6年7月16日付け日薬業発第139号ほかにてお知らせしたところですが、
今般、医療保険者をはじめとした関係者に対しても、令和6年10月1日以降の円滑
な施行に向けて、別添のチラシ等を活用いただくよう周知依頼を行ったとのことで
す。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し
上げます。

なお、本資料につきましては、厚生労働省ホームページからも入手が可能である
ことを申し添えます。

○後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

事務連絡
令和6年9月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）

標記につきまして、別紙のとおり、全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、関係各省共済組合等所管課（室）、都道府県後期高齢者医療広域連合事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
令和6年9月25日

全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方等又は調剤の取扱いについては、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）等関係法令の一部改正に伴い、令和6年10月1日より、選定療養の仕組みを導入することとし、具体的な取扱い等について、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日保医発第0313003号）第3の30等においてお示ししたところです。

こうした取扱いに関する周知・広報については、厚生労働省ホームページにおいてポスター・チラシを公表し、これまでも、医療機関等における院内掲示など関係団体のご協力を得てきたところですが、医療保険者をはじめとした関係者の皆様方におかれましても、令和6年10月1日以降の円滑な施行に向けて、改めて内容をご理解いただくとともに、別添のチラシ等をご活用いただき、被保険者や関係者への積極的な周知・広報にご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○ 厚生労働省ホームページ

『後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



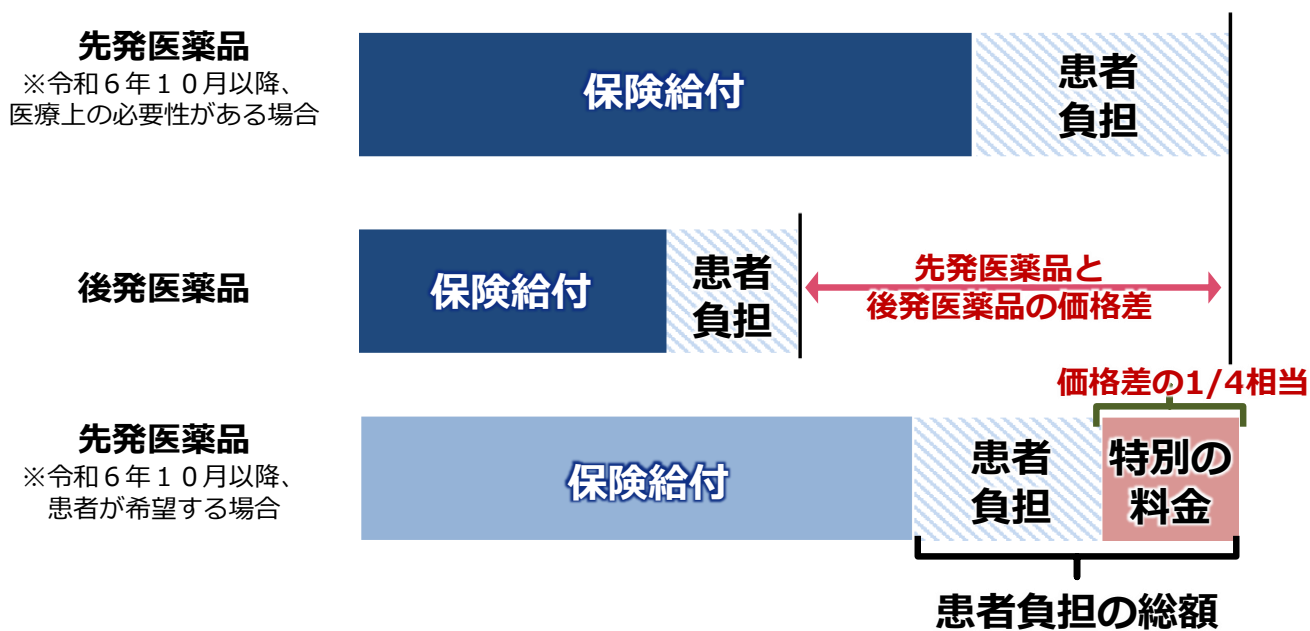
※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。